

精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

はじめに

- 運動部活動は、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。
- 国が示したガイドラインを受け、関係団体等が協力して抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、本ガイドラインを策定。

1 ガイドライン策定の趣旨等

- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の最高のパフォーマンスの発揮ややる気・意欲の向上のためにも、適切な休養日及び活動時間を設定する。
- 本学園は国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則るとともに、本ガイドラインを参考として、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握のうえ、適宜、指導・是正を図る。
- 校長は運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得をできるよう配慮する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。また、関係団体と連携し主催する大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

○ ジュニア期のスポーツ活動時間に関するスポーツ医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。

【中学校】

- ・学期中は週当たり1日以上以上の休養日とする。
- ・1日の活動時間は原則、平日は1.5時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- ・高等学校においては原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- ・高等学校においては、1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【中・高共通】

- ・大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

○ 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置を検討（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。

（2）地域との連携等

○ 校長は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

○ 校長は、上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携し、主催大会の参加資格や運営の在り方等を考慮の上参加を検討。

○ 校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

○ 効果的な指導を行うに当たり、長崎県から通知された「スポーツにおける体罰根絶宣言」についての内容を遵守する。

○ 校長は、地域や学校の実情、競技特性や競技レベル、強化指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。

精道三川台高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 精道学園

学校法人精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【活動している運動部】

- サッカー
- ソフトテニス
- バスケットボール

【施設等の使用状況】

- サッカー … グラウンド
- ソフトテニス … テニスコート
- バスケットボール… 第2体育館

【強化指定等】

- ソフトテニス … 県の強化指定

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 運動部活動は、学校教育活動の一環として行われる。
- 部活動を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- 原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間を、原則として平日では1.5時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- 校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間以内を目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出】

- 運動部顧問は年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備する。
- 社会教育活動への学校体育施設開放を推進する。
- 保護者の理解と協力をお願いする。

【安全で合理的、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み】

- 校長及び運動部顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。
また、関係団体と連携し、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 運動部顧問は中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- 生徒数を考慮したうえで、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置を検討する(体力づくりを目的とした活動等)。

精道三川台中学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 精道学園

学校法人精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【活動している運動部】

- サッカー
- ソフトテニス
- バスケットボール

【施設等の使用状況】

- サッカー … グラウンド
- ソフトテニス … テニスコート
- バスケットボール… 第2体育館

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 運動部活動は、学校教育活動の一環として行われる。
- 部活動を通して、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。

【休養日及び活動時間】

- 原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間を、原則として平日では1.5時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出】

- 運動部顧問は年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備する。
- 社会教育活動への学校体育施設開放を推進する。
- 保護者の理解と協力をお願いする。

【安全で合理的、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み】

- 校長及び運動部顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。
また、関係団体と連携し、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 運動部顧問は中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に長崎県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- 生徒数を考慮したうえで、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置を検討する(体力づくりを目的とした活動等)。

精道学園 文化部活動の在り方に関するガイドライン

はじめに

- 文化部活動は、学校教育活動の一環であり、生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解ができる大変有意義な教育活動である。
- 国が示したガイドラインを受け、関係団体等が協力して抜本的な改革に取り組む必要がある。
- 持続可能な活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、本ガイドラインを策定。

1 ガイドライン策定の趣旨等

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、自主的自発的な活動であるとともに、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的などの特性を踏まえつつ、文化活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- 本学園は文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則るとともに、本ガイドラインを参考として、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- 校長は、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定。
- 文化部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、文化部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の文化部を設置。また、各文化部の活動内容を把握のうえ、適宜、指導・是正を図る。
- 校長は文化部顧問が適切な文化部活動運営に関する知識や方法の習得をできるよう配慮する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び文化部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。
- 校長及び文化部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。また、関係団体と連携し主催する大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

- 成長期にある生徒が、教育課程ない活動、部活動、学校外活動、その他食事・休養・睡眠などの生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるように、以下を基準とする。

【中学校】

- ・学期中は週当たり1日以上休養日とする。
- ・1日の活動時間は原則、平日は1.5時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- ・高等学校においては原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- ・高等学校においては、1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【中・高共通】

- ・大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行う。

5 生徒のニーズを踏まえた文化環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- 校長は、生徒の多様なレベルやニーズに応じた活動ができる文化部の設置を検討する。

（2）地域との連携等

- 校長は、学校や地域の実態に応じ、地域の人々や保護者及び民間事業者・各種団体等の協力、社会教育施設・文化施設の活用などによる、学校と地域が協働・融合した地域における持続可能な芸術文化などの活動のための環境を整備する。社会教育活動への学校施設開放を推進するとともに、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携し、主催大会の参加資格や運営の在り方等を考慮の上参加を検討。
- 校長は、各文化部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 効果的な指導を行うに当たり、長崎県教育委員会が平成25年5月に策定した「体罰の根絶に向けて一指導力のさらなる向上を図るために一」の内容を遵守する。
- 校長は、生徒の自主的・自発的な活動であると同時に、地域や学校の実情、分野や活動目的、ニーズに応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。

精道三川台高等学校 文化部活動に係る活動方針

バランスのとれた活動の見地から

- ・ 文化部活動は、学校教育活動の一環であり、生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解ができる大変有意義な教育活動である。

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 精道学園

学校法人精道学園 文化部活動の在り方に関するガイドライン

- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、生徒の多様な学びの場とする。
- ・ 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的などの特性を踏まえつつ、文化活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【活動している文化部】

- 総合科学部
- ディベート部

【施設等の使用状況】

- 総合科学部 … 理科室
- ディベート部 … 情報教室

【強化指定等】

-

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 文化部活動は、学校教育活動の一環として行われる。
- 生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、生徒の多様な学びの場とする。また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解をする。

【休養日及び活動時間】

- 原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間を、原則として平日では1.5時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。
- 校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間以内を目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出】

- 文化部顧問は年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 学校や地域の実態に応じ、地域の人々や保護者及び民間事業者・各種団体等の協力、社会教育施設・文化施設の活用などによる、学校と地域が協働・融合した地域における持続可能な芸術文化などの活動のための環境を整備する。
- 社会教育活動への学校施設開放を推進する。
- 保護者の理解と協力をお願いする。

【安全で合理的、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み】

- 校長及び文化部顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び文化部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。
また、関係団体と連携し、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 文化部顧問は効果的な指導を行うに当たり、長崎県教育委員会が平成25年5月に策定した「体罰の根絶に向けて一指導力のさらなる向上を図るために一」の内容を遵守する。

【生徒のニーズを踏まえた文化部設置の検討】

- 生徒数を考慮したうえで、生徒の自主的・自発的な活動とともに、生徒の多様なニーズに応じた活動ができるようどう文化部の設置を検討する。

精道三川台中学校 文化部活動に係る活動方針

バランスのとれた活動の見地から

- ・文化部活動は、学校教育活動の一環であり、生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解ができる大変有意義な教育活動である。

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

学校法人 精道学園

学校法人精道学園 運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、生徒の多様な学びの場とする。
- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的などの特性を踏まえつつ、文化活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【活動している文化部】

- 総合科学部
- ディベート部

【施設等の使用状況】

- 総合科学部 … 理科室
- ディベート部 … 情報教室

【強化指定等】

- ディベート部 … 県強化指定 令和元年度まで

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 文化部活動は、学校教育活動の一環として行われる。
- 生涯に渡って芸術文化などの活動に親しむ基礎を形成し、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、生徒の多様な学びの場とする。また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解をする。

【休養日及び活動時間】

- 原則、週当たり1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間を、原則として平日では1.5時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- 校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間以内を目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出】

- 文化部顧問は年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成、校長に提出する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 学校や地域の実態に応じ、地域の人々や保護者及び民間事業者・各種団体等の協力、社会教育施設・文化施設の活用などによる、学校と地域が協働・融合した地域における持続可能な芸術文化などの活動のための環境を整備する。
- 社会教育活動への学校施設開放を推進する。
- 保護者の理解と協力をお願いする。

【安全で合理的、かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み】

- 校長及び文化部顧問は生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- 校長及び文化部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。また、関係団体と連携し、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を働きかける。
- 文化部顧問は効果的な指導を行うに当たり、長崎県教育委員会が平成25年5月に策定した「体罰の根絶に向けて一指導力のさらなる向上を図るために一」の内容を遵守する。

【生徒のニーズを踏まえた文化部設置の検討】

- 生徒数を考慮したうえで、生徒の自主的・自発的な活動とともに、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる文化部の設置を検討する。